

一、漢朝の徳運

前章で紹介したように、戦国後期に「黄帝（土）→夏（木）→商（金）→周（火）→水徳の王者」という五徳終始説が唱えられ、『史記』封禪書によれば、始皇帝がその説に拠つて秦朝を水徳と見なしたという。ここでは、前漢期に於ける、五徳終始説をめぐる議論について、簡単に考察する。

漢初の尚赤について

漢の高祖劉邦は赤を尊び、軍旗の色等に用いたという。以下は、『史記』卷八 高祖本紀の記述である。

祠黄帝、祭蚩尤於沛庭。而夔鼓、旗幟皆赤、由所殺蛇。白帝子、殺者赤帝子、故上赤。

高祖は黄帝と蚩尤を沛の庭に祀つた。そして太鼓に血を塗り、旗じるしはいずれも赤くした。これは高祖が蛇を殺したことに基づく。蛇は白帝子であり、それを殺すのは赤帝の子であるから、赤を尊んだのである。

ここで言う「殺蛇」については、卷二十八 封禪書に詳しい。

高祖之微時、嘗殺大蛇。有物曰、蛇、白帝子也。而殺者、赤帝子。

高祖は身分の低かった頃、大蛇を殺した。すると、「蛇は白帝の子である。そして、これを殺すのは、赤帝の子である」という声が聞こえた。

この故事は、秦朝（白帝子）を劉邦（赤帝子）が滅ぼすことの予言と解釈さ

れ、従来、このエピソードと劉邦の尚赤について、五徳終始説に於ける漢朝の位置付けという角度から、議論が交わされてきた（1）。

しかし、そもそもこれを五徳終始の文脈で解釈することは、果たして妥当なのであろうか。このことについて、本節では若干の疑義を呈したい。

まず、秦を「白帝子」とすることについては、既に先学が指摘している通り、方位が関係していると考えられる（2）。すなわち、秦は列国の中でも西方に位置し、それは五行の金、五色の白に当たる。『史記』卷二十八 封禪書にも、秦の封地が「西垂」に位置することから、襄公が「少皞之神」を司ると自認したことが述べられている。

秦襄公攻戎救周、始列爲諸侯。秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少皞之神、作西時祠白帝。其牲用駟駒・黄牛・羝羊各一云。

秦の襄公が戎を攻めて周を助け、それによって初めて諸侯に封ぜられた。襄公は諸侯となると、西の辺境に居ることから、少皞の神の祭祀を司ると自認し、西時を造り、白帝を祀つた。生贄は、たてがみの黒い赤馬と、黄色の牛、牡の羊をそれぞれ一頭ずつ用いた。

ここで注意すべきは、秦が諸侯の中で西方に当たるから白帝を祀つたという点であり、王者の徳運としての白徳を称したのではない点である。例えば、『左伝』昭公九年には楚を火に配当する言葉が見えるが（3）、これは決して楚が王者として火徳を備えているということを言っているのではなく、諸侯の中では火に当たるということを述べているに過ぎない。

秦も同様に、諸侯の中では金に当たるが、五徳終始説の言うような金徳

を備えていたわけではない(4)。

始皇帝が火徳周王朝に代わる水徳の王者を自認したことは(5)、五徳終始というモデルに基づく歴史観である。一方、秦が西方を根拠としたのは、地理的な事情である。これらは全く異なる話であり、矛盾せずに共存していたと考えるべきであろう。すなわち、秦は、周を継ぐことから王朝としては水徳であり、それと同時に、その本拠地は西方金に位置し、地理的・軍事的には白帝の管轄するところであったのだ(6)。

劉邦が赤を重んじたのは、単に沛という南方の地の人間であったからかもしれないし、あるいは『左伝』や『日書』に見えるような「火勝金」という占いに基づいたからかもしれない。占いに於ける「火勝金」とは、白い者に対して赤い者が有利だとか、西方に位置する軍隊と戦う場合は南方から攻めた方が良いとか、恐らくはそういったことである。少なくとも、そのような戦略を用いたり縁起をかついだりした者が火徳の王者である、という論理にはならない。

天下を統一した後の劉邦は、暦を改めることもせず、火徳の王者を名乗ることもなかった(7)。秦が西方の地に依拠し、代々白帝の祭祀を行いながら、始皇帝が自らを金徳の王者と考えなかったのと同様に、高祖もまた、南方から挙兵し、赤を尊んで秦朝に勝利しながら、火徳の王者を称することはなかった。

白帝の子たる秦に赤帝の子たる劉邦が勝利したことは確かに「火勝金」と言うことができるが、五行の相勝は『左伝』や『日書』にも見られる理屈であり、必ずしも鄒衍五徳終始説に由来するものではない。かつ、秦を金徳とし、漢を火徳と見なすことは、周朝を火徳とし、それに続く王朝を水徳とする五徳終始説とは、うまく接続しない(8)。劉邦が赤色を重んじたことと、漢朝の徳運とは、本来は別個の事柄であったと考えるべきであろう。

文帝期における議論

草創期から呂后の時代にかけては改制への取り組みが低調で、文帝期になつてから、五徳終始に於ける漢朝の位置付けについて、議論が提起されるようになった。『史記』卷八十四 賈誼列伝は、次のように述べる。

賈生以爲、漢興至孝文二十餘年、天下和洽、而固當改正朔、易服色、法制度、定官名、興禮樂。乃悉草具其事儀法、色尚黃、數用五。爲官名、悉更秦之法。孝文帝初即位、謙讓未遑也。

賈誼は、漢朝が興隆してから文帝即位まで二十年余り経つて、天下が落ち着いて来たので、暦を改め、服色を変え、制度を改め、官名を定め、礼樂を盛んにすべきであると考えた。そこで、そういった事柄や儀法について、大まかに網羅的に整えた。その内容は、色では黄色を重んじ、数では五を用い、官名はいずれも秦代の名称と全く異なるものであった。しかし、文帝は即位したばかりで謙讓し、まだその余裕が無いとして退けた。

秦から引き継いだ官名を悉く変更するというのは、秦朝の次の王朝として制度を改めるということである。かつ、黄色を尊び、五という数を用いるのは、水徳の秦(黒色を尊び、六を用いた)に代わる、土徳の王者であるという認識を意味する。

その後、公孫臣が、また土徳への改制を提唱する。『史記』卷二十八 封禪書が、その主張を掲載している。

魯人公孫臣上書曰、始秦得水德、今漢受之。推終始傳、則漢當土德。土德之應、黃龍見。宜改正朔、易服色、色尚黃。魯の人の公孫臣が上書して、次のように述べた。「かつて秦は水徳を得て、今は漢がそれを継いでいます。五徳終始の運行を考えれば、漢は土徳に当たります。土徳の応徴は黄龍が現れるというものでございます。暦を改め、服色を変え、黄色を重んじるのがよろしいでしょう」

当時の丞相張蒼は漢の徳運を水と考へ、この上奏を取り上げなかったが、この後に、果たして黄龍が成紀に現れたことにより、公孫臣は上奏が評価されて博士に任じられ、暦・服制の改革に取り組んだ。しかし間もなく、新垣平が数々の符瑞を述べたて、暦・服色の改正を主張した後に、それらの符瑞が捏造であったことが発覚するという事件が生じたために、文帝の関心は急速に冷め、改制は頓挫する(9)。

張蒼が漢を水徳と考へたのは、高祖が十月に秦を平定して十月を歳首に定めたこと、黄河が金隄で決壊したこと等が根拠であった(10)。十月を歳首としたのが高祖期のことである一方で、金隄の決壊は文帝期のことであり(11)、つまり水徳の符瑞が開祖のみならず、最近に於いても現れていることを主張している。一方、公孫臣の論拠は、これから黄龍が現れるであろうことであり、高祖への符瑞については触れていない。そして文帝は、黄龍が実際に現れたという報告によって公孫臣の主張を是とし、改制を進めようとした。しかし、新垣平が数多くの瑞祥を偽造したという事件が発生したことにより、意欲を失った。

彼らに共通するのは、文帝時代に於ける瑞祥によって議論を行おうとしている点である。言い換えれば、徳運を示す瑞祥は必ずしも開祖に対して生じるのではなく、制度を改革すべき時期・帝王に応じて現れるということであ

る。後漢期の経学や緯書説に於ける火徳堯後説のような、遙か太古の祖先から特定の徳を受け継いでいるが故にその徳を持つ王者となるという発想は、ここには見られない。

武帝の改制

文帝期に頓挫した改制構想が実現するのは、武帝の時である。『史記』卷二十八 封禪書には、次のように記されている。

夏、漢改暦、以正月爲歳首、而色上黄、官名更印章以五字、爲太初元年。

夏、漢朝は改暦を行った。正月を歳首とし、色は黄色を尊び、官名については印章の字数が五字になるように改めた。太初元年に改元した。

『漢書』卷六 武帝紀には「數用五」という記載もあり、つまり賈誼の構想が実現されたことになる。

この時の経緯については、『漢書』卷二十一上 律曆志上に詳しい。

至武帝元封七年、漢興百二歳矣。大中大夫公孫卿・壺遂・太史令司馬遷等言、歴紀壞廢、宜改正朔。是時、御史大夫兒寛明經術。上廼詔寛曰、與博士共議、今宜何以爲正朔、服色何上。寛與博士賜等議、皆曰、帝王必改正朔、易服色、所以明受命於天也。創業變改、制不相復、推傳序文、則今夏時也……(中略)……臣愚以爲、三統之制、後聖復前聖者、二代在前也。今二代之統、絶而不序矣。唯陛下發聖德、宣考天地四時之極、則順陰陽、以定大明之制、爲萬世制……(中略)……遂詔卿・遂

遷、與侍郎尊・大典星射姓等、議造漢歴。

武帝の元封七年、漢が興隆して百二年が経った。大中大夫の公孫卿・壺遂・太史令の司馬遷等が、「暦の根源が崩壊しております。どうか正朔をお改め下さいませ」と述べた。当時、御史大夫の兒寛が経術に通じていた。そこで、主上は兒寛に詔勅を下し、「博士たちと、これからはいつを正朔とし、服色は何を尊ぶかを協議せよ」と命じた。兒寛と博士賜等が協議した結果、見解が一致し、次のように述べた。「帝王は必ず暦を改め、服色を変え、それによつて天から受命したことを示すのでございます。創業の際には制度を改め、同じ制度を使いませぬ。制度の変遷を推しはかり、順序づけてみると、現在の漢朝は夏朝の時に当たるようです……(中略)……私どもめが存じ上げますに、三統の制は、後の聖王が以前の聖王の制度を復活させる場合、直前の二代を前に並べるものです。しかし、今、二代の制度は絶えてしまい、これらを秩序づけることができません。陛下におかれましては聖徳を發揮なさり、天地・四時を突き詰めて、陰陽に則ることで、大いに正明なる制度を定め、万世の決まりとなさせて頂きませぬ……(中略)……そこで主上は公孫卿・壺遂・司馬遷等に詔勅を下し、侍郎の尊・大典星の射姓等と論議して、漢朝独自の暦を定めさせた。

この記事に拠れば、何らかの瑞祥によつて徳運の変遷を察知して制度改革を行ったのではなく、暦の乱れを解消するために改暦を行い、それに伴つて服の色や数字に関する制度を一変させたということになる。

服色や数に於いては、黄色を尊び、五を用いるのであるから、明らかに土徳に基づく制度変革である。一方で、一月を歳首とするのは、五行の土に対応した措置ではなく、「三統」を論拠としている。以下、このことについて

詳論する。

太初改暦と三統について

『史記』卷二十六 曆書によれば、夏・殷・周はそれぞれ歳首を異にしたという。

夏正以正月、殷正以十二月、周正以十一月。蓋三王之正、若循環、窮則反本。天下有道、則不失紀序。無道、則正朔不行於諸侯。

夏の正月は正月を用い、殷の正月は十二月を用い、周の正月は十一月を用いる。そもそも三王の正月は回転する環のようであり、行き着けば元に戻つて来る。天下に道があればその秩序は失われないが、道が無ければ正朔が諸侯の間で行われなくなる。

また、本紀八 高祖本紀の「太史公曰」では、次のようにも言う。

夏之政忠。忠之敝、小人以野。故殷人承之以敬。敬之敝、小人以鬼。故周人承之以文。文之敝、小人以僂、故救僂莫若以忠。三王之道、若循環、終而復始。周秦之間、可謂文敝矣。秦政不改、反酷刑法、豈不繆乎。故漢興、承敝易變、使人不倦、得天統矣。

夏の政は忠を用いた。忠が行き過ぎた弊害として、小人が野粗になった。そこで殷人は、夏を継いで政を行う際に、敬を用いた。敬が行き過ぎた弊害として、小人が鬼神に仕えるようになった。そこで周人は、殷を継いで政を行う際に、文を用いた。文が行き過ぎた弊害として、小人がま

「ごころを失った。そこで、まごころの薄さを解決するためには、忠が最も良い。三王の道は、回転する環のようであり、行き着けばまた始まりに戻って来る。周・秦の時代は文が疲弊した時期と謂うことができる。秦政は、周の政治を改めず、むしろ刑罰・法律を過酷にした。何と誤りではあるまいか。そこで、漢が興隆して、その疲弊を受け継いで状況を变え、人々を休め、天統を得たのだ。」

この記述により、司馬遷が、「夏(忠) → 殷(敬) → 周(文) → 漢(忠)」という三者循環の歴史観を持っていたことが分かる。そして、秦朝は本来は周朝の「文」を承けて、夏朝のような「忠」の政を行うべきであったのに、むしろ周朝の「文」をより甚だしくしたために、短命に終わったという。

そして、正朔についても同様のモデルが想定されている。太初改暦の際に、司馬遷等は夏正と同じく一月を歳首に定めた。これも、「夏(一月が歳首) → 殷(十二月) → 周(十一月) → 漢(一月)」という三者循環モデルであり、この中に秦朝は組み入れられていない。忠・敬・文のモデルと同じと考えれば、秦は歳首を十一月から一月に戻すべきであったのに、むしろ十一月から更に早めて十月にしたために、このモデルから外れてしまったのである。すなわち、秦が正統な王者としての位置を得ていないということになる。

ここでの問題は、五徳終始に於いては、秦を水徳の王朝と認めた上で漢を土徳として、黄色を尊び数字の五を用いている一方で、三統については秦をカウントせず、漢暦の歳首を一月に定めている点である。これについては、顧頡剛氏が言うように、三統説は眞正を用いるための方便に過ぎなかったと見なすことができるかもしれない(12)。少なくとも、歳首の設定と五徳終始説との整合性は、それほど厳密に考慮されていなかったであろう(13)。

秦に代わった漢が何の徳を有するかについて、いくつかの議論を経て、太初改制に於いて土徳に決着し、色・数はそれぞれ黄・五を尊ぶことになった。これは、「黄帝(土) → 夏(木) → 殷(金) → 周(火) → 秦(水) → 漢(土)」という五行相勝の王朝交代モデルに基づいており、鄒衍の五徳終始説をそのまま敷衍している。

一方で、高祖について「赤帝子」という逸話が生まれたり、三統説を利用して歳首が定められたりするなど、五徳終始と異なる考え方も並行していた。五徳終始は、あくまでも王朝交代史上に於ける各王者の位置付けと、それぞれに属する瑞祥の分類、及びそれに基づく服色や度数であり、高祖の「赤帝子」逸話や一月歳首との整合性は、特に考慮されなかったのである。そもそも、高祖が南方の出身で赤を尊んで西方の秦を倒したことから、漢朝の徳運が土であることとは、矛盾しない。

興味深いのは、儒者として名高い賈誼が、土徳改制を構想していたということである。また、武帝によって改制の検討を命じられたのは「明経術」の兒寛であり、改暦の作業を担った壺遂・司馬遷も、また経学に関係のある人物であった(14)。こうした人々の間で土徳説が受け入れられていたことは、控えめに言っても、五徳終始説が儒学に矛盾しなかったことを意味している。五行という概念は、文帝・武帝期には儒者たちに受容されていたのであろう。